

大和市告示第64号

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「範囲内で」の次に「補助金を」を加え、「補助金」を「こと」に、「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

第3条中「認可を受けた」を「規定により市長が定めた」に、「定められた区域」を「記載された予定処理区域」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。